平成２７年（フ）第３８号
神戸市東灘区深江南町４丁目14番11号　203号、従前の住所神戸市東灘区魚崎西町２丁目２番１―108号
破産者　今泉　誠司
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０８号
神戸市北区藤原台北町１丁目13番５―101号
破産者　長砂　　靖
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０９号
北九州市小倉北区中井３丁目17番１―506号、開始決定時の住所北九州市小倉北区中井２丁目４番１―302号
破産者　山田　一星
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２１０号
北九州市小倉北区中井３丁目17番１―506号、開始決定時の住所北九州市小倉北区中井２丁目４番１―302号
破産者　山田ひろみ
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４０２号
北九州市八幡西区陣原３丁目６番17―301号
破産者　濱田　真弓
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３４３号
佐賀県小城市芦刈町三王崎188番地９　グロワールメール　203号
破産者　増山ひで子
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
大分県佐伯市弥生大字尺間1129番地１
破産者　森竹　正和
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
鹿児島県奄美市名瀬古田町１番13号
破産者　圓山　清治
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１７７号
沖縄県中頭郡西原町字掛保久346番地　（老人ホーム守礼の里）
破産者　具志寿満子
成年後見人　内田　光彦
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４７号
北海道岩見沢市４条東８丁目１番地13　エーデルワイス48　204号室
破産者　田澤　政信
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第４８０号
宮城県岩沼市松ケ丘２丁目13番地の４、従前の住所福島県須賀川市和田道83番地３　ベルディフライトＡ―201号
破産者　大沼知香寿
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
静岡県沼津市御幸町22番34号
破産者　森田　信義
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
静岡県沼津市吉田町14番25号　永代マンション３―Ｃ
破産者　森田　朋和
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
静岡県沼津市御幸町22番34号
破産者　森田　欣嗣
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１７０号
滋賀県湖南市岩根2499番地（５号）
破産者　土屋　　泰
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１０号
兵庫県西宮市甲子園六石町４番９―319号
破産者　泉田　大樹
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１０号
広島県府中市出口町286番地５
破産者　河内　京子
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６８号
山口県下関市竹崎町１丁目２番11号、前住所山口県下関市川中豊町５丁目８番15号
破産者　近藤美佐江
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係